

官報

號外 昭和二十一年九月十一日

○第九十回 貴族院 議事速記録第三十一號

昭和二十一年九月十日(火曜日)午前十一時七分開始

議事日程 第三十一號

昭和二十一年九月十日

午前十時開始

第一 法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一 讀會

第二 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一 讀會

第三 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第一 讀會

第四 地方競馬法案(衆議院送付)

第一 讀會

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略致シマス

〔參照〕

去ル六日労働關係調整法案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 男爵渡邊 修二君

副委員長 子爵高木 正得君

去ル七日委員長ヨリ豫算委員第一分科擔當委員子爵大河内輝耕君ヲ第四分科兼務委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案

同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

地方競馬法案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員

内閣事務官 梶村正太郎君

同 島本 融君

同日九日食糧緊急措置令(承諾ヲ求ムル件)特別委員會ニ於テ副委員長ノ補闕選舉ヲ行ヒシニ男爵佐竹義履君當選セリ

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、日程第一、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一 讀會、石橋大藏大臣

法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付す

昭和二十一年九月七日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 伯爵徳川家正殿

法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案

第一條 會社その他の法人は、他の法令又は定款にかかわらず、政府の所有する株式又は出資に對して、政府以外の者の所有する株式又は出資に對すると同一の條件を以て、利益又は剰餘金の配當又は分配をしなければならぬ。

第二條 政府は、他の法令又は契約にかかわらず、會社その他の法人に對し、毎事業年度における配當又は分配することが出来る利益又は剰餘金の額を拂込済株金額又は出資金額に對して一定の割合に達せしめるための補給金は、これを交付しない。

前項の規定によつて補給金の交付を受けることのできない會社その他の法人について、法令、契約又は定款に特別の配當準備のための積立をすることを必要とする旨の規定があるときは、その規定は效力を失ふ。

第三條 政府又は地方公共團體は、會社その他の法人の債務に對しては、保證契約をすることができない。但し大藏大臣の指定する會社その他の法人の債務については、この限でない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條の規定は、昭和二十年四月一日以後に終了する事業年度の分から、これを適用する。

第二條第二項に規定する會社その他の法人について、この法律施行の際、現に同項に規定する配當準備の積立金があるときは、その積立金は、同項に規定する法令、契約又は定款に規定する目的以外の目的にも、これを使用することが出来る。

〔國務大臣(石橋湛山君登壇) 只今議題トナリマシタ會社其ノ他ノ法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案ニ付キマシテ、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、政府ハ從來法令ノ規定ニ依リマシテ設立シタ會社其ノ他ノ法人等ニ對シマシテ、法令或ハ豫算外契約ニ基ク各種ノ財政援助ヲ與ヘマシテ、其ノ事業ノ遂行ヲ圓滑ナラシメ、以テ國策ノ完遂ヲ圖ツテ參ツタノデアリマス、然ルニ終戰ニ伴ヒマシテ、戰後財政再建ノ爲メ、方途ト致シマシテ、是等ノ會社ニ對シマスル政府ノ財政援助ハ此ノ際之ヲ廢止又ハ制限致シマシテ、國庫負擔ノ累増ヲ防止スルト共ニ、併セテ戰後ニ於ケル國民經濟ノ民主的再建ノ爲メ、企業ノ自主的活動ノ促進ニモ資スルメトガ肝要デアルト存ジマシテ、今回此ノ法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、尙今回此ノ措置ニ對シマシテハ聯合國軍最高司令官カラモ覺書ガ參ツテ居リマスル次第デアリマスルカラ、一言申添ヘテ置キマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒ致ス次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律案ハ恩給法の一部を改正する法律案外一件ノ特別委員會に併託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ガザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ナシト認メマス

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 日程第二、恩給法の一部を改正する法律案、日程第三、帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一 讀會、委員報告、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ガザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ナシト認メマス、委員長周布男爵

恩給法の一部を改正する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年九月五日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長 伯爵徳川家正殿

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年九月五日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長 伯爵徳川家正殿

〔男爵周布兼道君發言〕

○男爵周布兼道君 只今議題トナリマシタ爾法律案ニ付キマシテ委員會ニ於ケル審議並ニ經過ノ大要ト結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ去ル三日正副委員長ノ互選ニ引續キマシテ即日會議ニ入りマシテ、五日迄連日三回ニ互リ開催サレマシタノデゴザイマス、先ヅ恩給法の一部を改正する法律案ニ付テ御報告申上ゲマス、大體ニ於テ事務的ノ改正デゴザイマシテ、根本的改正ニ觸レテ居リマセズ、少シク具體的ニ申上ゲマスレバ、第一點ハ、現行法ニ依リマスト、從軍軍人ノ在職年ノ計算ニ一年ヲ四年トシテ計算スルトカ、戰死シタ者ノ遺族ニ對シテ特別有利ナ扶助料ヲ與ヘルト云フ風ナ規定ガアリマシテ、又從來恩給ヲ受ケル人ノ多クガ軍人、準軍人デアツタノデ、色々ノ規定ガアリマシタガ、終戦ノ結果、是等ヲ整理スルコトニ相成ツタ譯デアリマス、尙聯合國最高司令部ヨリノ指令ニ基キマシテ、其ノ爲ニ制定サレマシタ本年二月勅令第六十八號ヲ以テ恩給法ノ特別規定シ、軍人ノ恩給ハ傷病關係以外ニ於テハ本年二月以降廢止サレマシタノデ、其ノ實體ヲ規定シテ居ル恩給法ヨリ之ニ關スル規定ヲ除キ、又外地ニ關スル規定ヲ整理シタノデゴザイマス、第二ハ、官吏制度ノ改正ニ伴フ點デアリマシテ、傷病者ニ給セラレル增加恩給、傷病年金等ガ親任、勅任、奏任、判任ト各等ノ區別ニ依ツテ差異ガアリマシタノヲ、職階ニ其ノヤウナ區別ガナクナリマシタノデ、全官吏ハ第一級ヨリ第三級ノ三ツニ分ケラレ、又俸給モ官吏俸給令ト云フ一ツノ制度ニ單一化サレマシタノデ、恩給法ノ規定ヲ直スヤウニナツ

タノデゴザイマス、又教育職員、警察、監獄職員ノ大部分ノ者ガ本官ニナリマシタノデ、從來待遇官吏トシテ規定シテ居ツタ部分ノ整理ヲ行ツタノデゴザイマス、第三ニ、臺灣、朝鮮等ノ公務員ノ或部分ニ付テハ、恩給ノ負擔ガ朝鮮ノ道、臺灣ノ州ナドノ地方經濟トナツテ居リマシタガ、終戦後實際上ノ負擔スル事實ヲ失ツテ居リマシテ、恩給權ガアツテモ受ケルコトガ出來ナイ狀況ニナツテ居リマスノデ、其ノ負擔ヲ國庫ト致シタノデゴザイマス、扱、改正案ニ付キマシテ、種々ノ見地カラ質疑ガゴザイマシタガ、其ノ中主ナルモノニ二三ヲ御紹介申上ゲマス、一委員ヨリ、此ノ時世ニ即シテ官吏ノ恩給制度ニ根本的ノ改正ヲスル考ハナキヤトノ質問ニ對シマシテ、現制度ハ現在ノ官吏制度ナリ給與制度ヲ前提トシテ出來テ居ルガ、官吏制度ハ憲法ノ改正ニ伴ヒ根本的ニ色々檢討シテ居リマスルシ、給與制度モ根本的ニ檢討ガ加ヘラレテ居リマスルカラ、恩給制度ノ根本的大改正ハ別個ノ取扱ハ出來ナイ、並行シテ檢討ヲ加ヘテ行キタイト思フト云フコトデゴザイマシテ、臨時の措置トシテ、現在ノ恩給金額ヲ增加スベキカラ關係當局トモ檢討中デアリマスルガ、色々考慮シナケレバナラナイ事情ガアリマスノデ、今俄カニ其ノ増額ヲ實行シ得ナイトノコトデゴザイマシタ、又一委員ヨリ、改正憲法ニ依ル公務員ノ範圍モ相當變ツテ來ルト思ハレハ、恩給法上ノ公務員ト憲法ニ所謂公務員トノ關係ハドウナルカトノ質疑ガゴザイマシタ、之ニ對シテ、現今法制ノ下ニ於テモ、恩給法上ノ公務員ト他ノ法令ニ規定スル公務員トハ必ズシモ一致シテ居ラナイ、從ツ

テ改正憲法ニ所謂公務員トノ程度ニ恩給法上ノ公務員トスルカハ、今後研究シタイト云フコトデゴザイマシタ、次ニ恩給ヲ受ケル者ガ少額ノ爲生活上困難ナル場合ニハ、生活保護法ハ是等ノ者ニモ適用サレ、ノデアアルカト云フコトデゴザイマシタガ、此ノヤウナ場合ニモ生活保護法ハ適用サレルノデアアル、生活保護法ニ依ル扶助ハ恩給額ヲ差引イタモノトナルト云フコトデゴザイマス、其ノ他種々ノ質疑應答ガゴザイマシタガ省略致シマス、斯クシテ質疑ヲ終リマシテ討論ニ入り採決致シマシタ處、全會一致政府原案通り可決セラルベキモノト決定セラレタノデゴザイマス、次ニ帝國議會各議院ノ議長、副議長及議員ノ手當ニ關する法律案ニ付申上ゲマス、政府ノ說明ニ依リマシレバ、議院法第十九條ノ規定ニ依リ受ケテ居リマス歳費ノ全額ハ、大正九年ニ改正サレテ以來今日迄其ノ儘トナツテ居リマスノデ、現在ノ物價水準及ビ一般ノ給與ニ比較致シマシテ、低キニ失シテ居ルト認マラレマス、從ツテ歳費ノ定額ハ相當増額ノ必要ガアルガ、現状ニ於テハ經濟ノ狀態モ未ダ安定シテ居ラズ、歳費額決定ノ參考トナルベキ一般ノ給與ニ付キマシテモ、未ダ恆久的ノ基準ガ確定サレテ居ルトハ言ハレナイ有様デアリマスルノデ、定額ノ改正ハ其ノ時期デアナイト考ヘラレノデ暫ク見合セマシテ、今回ハ極メテ應急的ノ措置トシテ各議員歳費ノ外ニ、別ニ、當分ノ間毎月千五百圓ノ手當ヲ受ケルコトトシ、議員ガ召集ニ應ジナイ場合ニハ之ヲ受ケラレザルコトト、又辭退シテモ差支ナイコト、又官吏ニシテ議員タル者ハ之ヲ受ケラレザルコト等ハ、歳費ト同様ニ取

扱ヒマシテ、唯其ノ場合ニハ歳費モ此ノ手當モ受ケラレナイト云フヤウナコトニナル結果、却テ收入金額ガ減少スルヤウニナルコトモアルノデ、其ノ際ハ差額タケテ本手當トシテ受ケルコトガ出來ルヤウニシタイト云フコトデゴザイマシタ、質疑應答ノ中ニ二ヲ申上ゲマスレバ、議長、副議長、議員トモ手當ノ同額ナルハ如何トノ間ニ對シマシテハ、今回ノコトハ極メテ暫定的デアツテ、今ノ經濟事情ノ困難ノ程度ハ總テ同ジデアアルカラ同様ニ致シタノデアアルト云フコトデゴザイマシタ、又此ノ金額ノ算定ハ適當デアアルカドウカト云フ質疑ニ對シマシテハ、今日ノ物價水準ヨリ見テ、又官廳方面ノ色々ノ給與等カラ考ヘテ此ノ程度ニ決シタノデアアルト云フコトヲ答辯デアリマシタ、尙其ノ外ニモ質疑ハ段々ゴザイマシタガ、省略致シマス、斯クテ採決ノ結果全會一致原案通り可決確定致シタノデゴザイマス、此ノ段御報告申上ゲマス

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第二讀會ヲ開キマス、兩案全部第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第一讀會

○副議長(伯爵德川宗敬君) 日程第四、地方競馬法案、衆議院提出、第一讀會

地方競馬法案

右の本院提出案をここに送付する

昭和二十一年九月七日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 伯爵德川家正殿

地方競馬法

第一條 都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會(縣を區域とする馬匹組合を含む。以下これに同じ)は、馬事の振興を圖るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第一讀會ヲ開キマス、兩案全部第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第一讀會

○副議長(伯爵德川宗敬君) 日程第四、地方競馬法案、衆議院提出、第一讀會

地方競馬法

右の本院提出案をここに送付する

昭和二十一年九月七日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 伯爵德川家正殿

地方競馬法

第一條 都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會(縣を區域とする馬匹組合を含む。以下これに同じ)は、馬事の振興を圖るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第一讀會ヲ開キマス、兩案全部第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○副議長(伯爵德川宗敬君) 兩案ノ第一讀會

○副議長(伯爵德川宗敬君) 日程第四、地方競馬法案、衆議院提出、第一讀會

地方競馬法

右の本院提出案をここに送付する

昭和二十一年九月七日

衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長 伯爵德川家正殿

地方競馬法

第一條 都道府縣を區域とする馬匹組合聯合會(縣を區域とする馬匹組合を含む。以下これに同じ)は、馬事の振興を圖るため、主務大臣の許可を受けて、この法律により、競馬を行ふことができる。

第十二條の馬事團體は、命令の定めるところにより、主務大臣の許可を受けて、前項の競馬を行ふことができる。

第二條 競馬施行者が、この法律により、競馬を開催しようとするときは、命令の定めるところにより、地方長官に届出でなければならない。

第三條 この法律により、競馬を行ふ競馬場の数は、北海道三箇所以内、都府縣各、一箇所以内である。

第四條 この法律により競馬に出すことのできる馬は、施行者たる馬匹組合聯合會の區域及び命令の定める區域に、命令の定める期間飼養せられる馬に限る。

第一條第二項の競馬については、前項の區域に關する規定は、これを適用しない。

第五條 競馬の開催は、競馬場毎に數へて、年四回を超えてはできない。但し、主務大臣の許可を受けて場合は、年四回を超えて競馬を開催することができる。

第六條 競馬開催の期間は、一回につき、六日以内である。

第七條 競馬を開催するときは、入場者から入場料を取らねばならない。但し、地方長官の認可を受けて、無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第八條 競馬施行者は、入場者に對して、一口の金額十圓以下の優勝馬票を、額面金額で賣出すことができる。

第九條 その競馬を開催する法人の役員又はその競馬の開催執務委員、騎手その他競馬の事務に従ふ

者に對して、優勝馬票を賣出すことはできない。

第十條 競馬施行者は、優勝馬票的中者に對して、命令の定めるところにより、その競走についての優勝馬票の賣得金の額を超えない範圍内において、拂戻金を交付する。但し、その金額は、優勝馬票の額面金額の百倍を超えることはできない。

優勝馬票的中者の無い場合における賣得金又は前項但し書の規定によりできた超過金は、命令の定めるところにより、これを優勝馬票を買つた者に拂戻しをする。前二項の拂戻金の債權は、一年間これを行はなければ、時効によつて消滅する。

第十一條 競馬施行者は、主務大臣の認可を受けて、優勝馬票の賣得金額の百分の二十五以内の金額を、自己の収入とすることができ

る。第十二條 前條の場合には、競馬施行者は、命令の定めるところにより、納付金を馬匹組合聯合會の組織してある公益法人たる全國區域の馬事團體に納めなければならない。

第十三條 競馬場の開設又は維持、競走馬の出馬登録又は出場、競馬の觀覽、優勝馬票の賣出又は買入、拂戻金又は競馬賞金の支拂又は受取、その他競馬の施行又は開催に關しては、地方税を課することとはできない。

第十四條 主務大臣は、公益上必要ありと認めるときは、第一條の許可を受けた者に對して、競馬場の

設備の變更その他競馬の施行又は開催に關して、必要な事柄を命ずることができる。

第十五條 主務大臣は、競馬施行者又はその役員若しくは開催執務委員の行爲が、法令若しくはこれに基いてなす處分に違反し又は公益を害し若しくは害する虞があると認めるときは、次の處分をなすことができる。

- 一 第一條の許可の取消
- 二 競馬の停止
- 三 優勝馬票發賣の停止又は制限
- 四 開催執務委員の職務執行の停止

第十六條 左の各號の一に該當する者は、三年以下の懲役若しくは五千圓以下の罰金に處し、又はその刑を併せ科する。

- 一 第一條の許可を受けずに、優勝馬票を發賣したり、又はこれに類似の行爲をなした者
- 二 第十五條第三號の停止又は制限に違反して、優勝馬票を發賣した者
- 三 この法律による競馬の競走に關し、職業として、多數の者に對して財物を以て賭けごとをなした者

四 第九條に掲げる者にして、前號に規定する行爲の相手方になつたもの

第十七條 開催執務委員が、職務を執行するにあたり、これに對して、暴行又は脅迫を加へた者は、二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處する。

團體若しくは多衆の威力を示し、團體若しくは多衆を假裝して

威力を示し、又は兇器を示し若しくは數人共同して前項の罪を犯した者は、三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

第十八條 左の各號の一に該當する者は、二千圓以下の罰金に處する。

- 一 第九條に掲げる者に對して、同條に掲げる者なることを知つて、優勝馬票を賣出した者
- 二 第九條に掲げる者にして、優勝馬票を買入れ又は讓受けたもの
- 三 第十條第一項の規定による制限に違反して、拂戻金を支拂つた者
- 四 第十六條第一號乃至第三號に規定する行爲の相手方となつた者

第十九條 左の各號の一に該當する者は、二百圓以下の罰金又は科料に處する。

- 一 第四條に規定する馬でない馬を、出場せしめた者
- 二 第十條第一項の規定による制限に違反して、拂戻金の支拂を受けた者

第二十條 その競馬を開催する法人の役員又はその競馬の開催執務委員が、その職務に關して賄賂を取り、又はこれを要求若しくは約束したときは、二年以下の懲役に處する。因つて不正の行爲をなし、又はなすべき行爲をなさないときは、五年以下の懲役に處する。

前項の場合において、受け取つた賄賂はこれを沒收する。若しその全部又は一部を沒收することができない場合には、その價額を追徴する。

第二十一條 前條第一項に掲げる者に對して、賄賂を支拂ひ、提供し、又は約束した者は、二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者が、自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十二條 競馬施行者である法人の役員又は開催執行委員が、第十五條第四號の規定による主務大臣の命令に違反したときは、千圓以下の過料に處する。

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は、前項の過料にこれを準用する。

第二十三條 競馬施行者が、この法律により取得する収入に對しては、所得税及び營業税を課せない。

附則 この法律は、公布の日からこれを施行する。馬券税法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「競馬法」の下に「又ハ地方競馬法」を加へ、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛鍊馬競走」を削る。

第二條中「軍馬資源保護法」を「地方競馬法」に、「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第三條中「優等馬票」を「優勝馬票」に改める。

第四條第一項中「競馬法ニ依ル」を「第一條一規定スル」に改め、「又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛鍊馬競走」及び「又ハ鍛鍊馬競走」を削る。

第五條中「又ハ鍛鍊馬競走」を削る。

第六條及び第七條中「競馬法ニ依ル」を「第一條ニ規定スル」に改め、又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛鍊馬競走」を削る。

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマシタ、地方競馬法案ハ、其ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔寺光書記官朗讀〕

地方競馬法案特別委員

公爵徳川 慶光君 侯爵四條 隆徳君

伯爵南部 利英君 子爵北小路三郎君

子爵西尾 忠方君 小山 松吉君

松村眞一郎君 男爵徳川 誠君

男爵三須 精一君 男爵斯波 正夫君

瀧川 儀作君 安田伊左衛門君

有馬忠三郎君 名古屋三吉君

渡部 信君

○副議長(伯爵徳川宗敬君) 次會ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午前十時二十二分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都半込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇圖書課
振替東京一九〇〇〇圖書課